

居宅介護支援及び介護予防支援 重要事項説明書

<2026年6月1日現在>

1. 担当介護支援専門員および連絡先

氏名 _____ 連絡先(0562)45-1161

2. 指定居宅介護支援事業所菜の花の概要

(1)居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	指定居宅介護支援事業所菜の花
所在地	愛知県大府市梶田町二丁目123番地
介護保険指定番号	居宅介護支援 介護予防支援 (知多北部広域連合 2374200067)
サービスを提供する地域*	大府市、東海市、知多市、東浦町 名古屋市緑区、豊明市

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2)同事業所の職員体制

		人数	業 務 内 容
1	管理者 兼 主任介護支援専門員	1名	居宅介護支援事業所の管理 介護サービス計画・給付管理
2	介護支援専門員	1と合わせ 5名以上となる 人数	介護サービス計画・給付管理

(3)営業日営業時間

平日	午前9時～午後5時
----	-----------

※ただし土・日、国民の祝日、夏季休暇(8月に2日間)、12月29日から1月3日までを除く。

*連絡先電話 (0562)45-1161 (営業時間外留守電対応)

営業時間外緊急相談連絡先携帯電話 090-4084-4330

3. 居宅介護支援及び介護予防支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ①相談 利用者または家族の方が直接ご相談下さい。
- ②居宅サービス計画作成及び介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書
居宅サービス計画作成及び介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書を保険者へ提出して頂きます。ご希望があれば提出を代行いたします。
- ③居宅介護支援及び介護予防支援契約の締結
居宅介護支援及び介護予防支援について説明させて頂き、納得の上で契約させて頂きます。
- ④課題分析 ご自宅を訪問し居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画作成のための課題分析を行います。
- ⑤居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画書原案作成
利用者及び家族の希望ならびに課題分析に基づき、居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画書の原案を作成します。
- ⑥サービス担当者会議
指定居宅サービス等の担当者を召集して行う会議の開催、担当者に対する照会等により、専門的な見地からの意見を求めます。
- ⑦同意 居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画書の原案について利用者及び家族に説明し同意を受けます。

⑧サービス利用票・サービス提供票

サービス利用票等作成し、実際のサービス提供に結び付けます。

⑨経過観察・管理

居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画書の作成後も、居宅への訪問・モニタリングを行い、居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画書の実施状況を把握し、必要に応じて居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

⑩その他 要介護認定等の手続き及び更新認定等の手続きは無料で代行できます。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、原則介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1か月ごとに介護報酬の告示上の額をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、保険者に提出して還付手続きをしてください。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、1月について次の額を徴収します。

- ① 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道2km未満…100円
- ② 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道2km以上…200円
- ③ 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に説明をいたします。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、解約による費用負担はありません。

(4) 支払方法

料金が発生する場合は月ごとの精算とし、請求させていただきますので、請求後30日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

5. 秘密の保持と個人情報の保護及び個人情報の利用目的について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

- ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

(3) 個人情報の利用目的

<事業所内部での利用目的>

介護サービスの提供

給付管理、介護給付費請求事務

管理運営業務のうち、会計・経理・医療事故の報告、介護サービスの向上にかかる業務、業務改善・サービス維持のための基礎資料

事業者内で行うサービス検討会等

事業者のサービス内容の送付

事業者が所属する医療法人共和会での情報共有

共和会関連施設との連携

医療法人共和会の施設案内等の送付

<他の事業者等への情報提供を伴う利用目的>

他の事業者、関係機関等への情報提供等

事務一般業務の委託

苦情処理機関や保険者からの照会への回答

サービス提供にあたって、医療機関、介護サービス事業所等との連携にもとづくもの（サービス担当者会議、それに代わる照会・回答含む）

家族等へのサービス内容の説明

賠償責任保険などにかかる保険会社等への相談・届け出

介護保険関連車輛の駐車許可に関して関係警察機関に対する届け出

利用者の生命、身体の安全が脅かされたり、財産の侵害の可能性があると考えられる場合の虐待防止センター等への通知

6. 当事業者の居宅介護支援及び介護予防支援の特徴等

(1) 運営の方針

利用者の意向と課題分析による問題点の解決にむけて、適切な介護サービス計画及び介護予防サービス支援計画書の作成に努力します。

なお、介護サービス計画及び介護予防サービス支援計画作成は、**常に自立支援の視点**を持って行いますので、ご本人、ご家族のご理解をぜひお願いいたします。

(2) 公正中立の確保

サービス事業者の選定、推薦に際しては利用者のニーズをふまえつつ公正中立に行います。利用者は複数の指定居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者等を紹介することができます。

利用者は居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画書に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について、説明を求めることができます。

(3) その他

事 項	備 考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出下さい
調査(課題把握)の方法	課題分析標準項目を具備している方式

7. 重要事項説明書の内容変更について

この重要事項説明書において、変更があった場合は文書によって必要箇所等お知らせしますが、軽微な内容については口頭でのお知らせになりますので、あらかじめご了承ください。

8. 事故の防止と事故対応

事故については、その発生を未然に防ぐ事ができることが第1ですので、日常生活においてご家族、サービス事業所、その他関連機関とともに、ご本人の状況や環境要因等に常に注意していきます。万が一事故が発生した場合は、救急処置、関係機関への連絡等迅速に対応します。その後は、今後の事故の防止のため、ご家族、サービス事業所、その他関連機関と協議します。なお、事故が発生した場合は保険者への連絡も必要となってくる場合がありますので、下記に従い対応します。

次に掲げる事故については、事故原因の如何にかかわらずすべて保険者へ報告します。

(1) 対人(利用者)事故

介護サービスの提供に伴い発生した事故により、医療機関における治療を必要とした場合、利用者等とトラブルが発生した場合又は利用者等に見舞金もしくは賠償金を支払った場合

(2) 対物事故

介護サービスの提供に伴い発生した事故により、利用者等の保有する財物を毀損若しくは滅失したため賠償金を支払った場合、又は利用者等とトラブルが発生した場合

(3) 感染症の発生

介護サービスの利用者が疥癬、インフルエンザ、結核等の感染症に罹患し、他の利用者に蔓延する恐れがあるため感染症防止のため事業者において必要な措置をした場合

9. サービス内容に関する相談・要望・苦情等について

①当事業者に対する相談・要望・苦情担当（相談担当 管理者）

当事業者の居宅介護支援及び介護予防支援に関するご相談・ご要望・苦情及び居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

指定居宅介護支援事業所菜の花 電話 (0562)45-1161

受付時間 月曜～金曜日 午前9時～午後5時まで

※ただし、土・日、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

②その他の窓口

当事業者以外に、おすまいの区市町（広域連合）の介護保険担当窓口等に苦情を伝えることができます。

知多北部広域連合	電話	(052)689-2263
大府市 大府市役所	電話	(0562)47-2111
東海市 東海市役所	電話	(052)603-2211
知多市 知多市役所	電話	(0562)33-3151
東浦町 東浦町役場	電話	(0562)83-3111
名古屋市 緑区役所	電話	(052)621-2111
豊明市 豊明市役所	電話	(0562)92-1111

③国民健康保険団体連合会でも苦情を受け付けています。

愛知県国民健康保険団体連合会 電話 (052)971-4165

10. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。
- (2) 病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただくようお願いいたします。又、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管していただくことをお願いいたします。

11. ハラスメント対策

(1) ハラスメント対応

事業者は、「職員が安心できる職場でなければ、利用者の皆様に信頼されるサービスを提供できない」と考えています。

事業者は、毎週開催しているミーティングにて職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指しています。

利用者及びそのご家族が事業者の職員に対して以下のハラスメント行為を行った場合には、担当者交代、契約解除、損害賠償請求も含めて厳正に対応いたします。

- ① 暴行 殴る、蹴る、つねる、など
- ② 暴言 「死ね」「役立たず」など、職員の尊厳を傷つけるような言葉をいう、など
- ③ 威嚇 近距離で職員に対して怒鳴る、反社会的勢力の構成員だった過去を示す、殺傷能力のある物を示して職員に恐怖心を与える行為、職員の求めに反してペットを柵に入れない、など
- ④ セクハラ 必要も無く手や腕を触る、抱きしめる、性的な動画・音声を流す、など
- ⑤ 過度な要求 職員の契約内容以外の労力や介護保険制度から逸脱する内容の要求、など
- ⑥ プライバシーの侵害 職員の許可なくその撮影をして SNS 上に投稿する、執拗に個人情報等をたずねる、など
- ⑦ そのほか、上記に類する、当事者間の信頼関係を破壊する一切の行為

(2) 担当者の交代

- ① 利用者等によるハラスメントがあった場合 適正・公平なサービス提供のため、必要な措置として利用者様の担当を交代します。
- ② 担当者の交代にあたっては、利用者のご要望をお聞きしますが、事業者が事業運営の観点から総合的に判断して担当者を決定いたします。

(3) 契約の解除

当事業者は、事業の適切な運営のため、やむを得ず、下記の場合には本契約を解除することがあります。

- ① 利用者等によるハラスメントがあった場合 掲載したハラスメント行為及びそれに類する行為がなされ、事業所がその是正を求め、事業所として取りうる防止策を講じても、利用者及びその家族によるハラスメント行為がやまず、当事者間の信頼関係が失われるに至った場合、本契約を解除いたします。
- ② そのほか、利用者等によって、本契約を継続する事が難しいほどの背信行為が行われた場

合、本契約を解除いたします。

1 2. 虐待の予防

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者 : 管理者 寺島 信吾

(2) 成年後見人制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備します。

(4) 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します

1 3. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

1 4. 感染症の予防及び蔓延の防止のための措置

感染症の発生及び蔓延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

(1) 感染症防止に関する責任者を選定します。

感染症防止に関する責任者 : 管理者 寺島 信吾

(2) 感染対策委員会の開催

(3) 感染症及びまん延防止のための指針の整備

(4) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

1 5. 身体拘束等の原則禁止

利用者又は→の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 6. 前6ヵ月間のケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与の利用割合等についてはご希望があれば書面でご説明いたします

1 7. 介護職員等処遇改善加算について

当事業所は、厚生労働省が定める基準に適合していることから、「介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）」を算定します。この加算は、1ヶ月あたりの総単位数（基本サービス費に各種加算・減算を加減した単位数）に、加算率2.1%を乗じて算出します。

当該加算は、介護従事者等の処遇改善を目的として創設されたものです。

本加算は、介護人材の確保・定着を図るため、介護従事者等の賃金改善等に充てることを目的としたものです。

この重要事項説明書については2通を作成し、利用者、事業者が署名もしくは押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援及び介護予防支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

事業者名 医療法人 共和会
住 所 愛知県大府市梶田町二丁目1 2 3 番地

代表者名 理事長 西岡 和郎 印

事業所名 指定居宅介護支援事業所菜の花 (指定番号 愛知県2 3 7 4 2 0 0 0 6 7)

管理者名 寺島 信吾 印

説 明 者 指定居宅介護支援事業所菜の花

印

私は、契約書および本書面により事業者から居宅介護支援及び介護予防支援について重要事項の説明をうけ、了承しました。また、複数の指定居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、及び、居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画書に位置付けた指定居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができることを理解しました。契約書および本書面において規定している私および家族の個人情報の利用についても同意します。

利用者 < 住 所 > _____

< 氏 名 > _____ 印

家族（代表） < 住 所 > _____

< 氏 名 > _____ 印

<附則>

- ・平成12年4月1日施行
- ・平成29年4月1日改正
- ・平成30年4月1日改正
- ・平成31年4月1日改正
- ・令和元年6月1日改正
- ・令和2年4月1日改正
- ・令和2年7月1日改正
- ・令和3年4月1日改正
- ・令和3年8月1日改正
- ・令和3年9月8日改正
- ・令和4年4月1日改正
- ・令和4年9月1日改正
- ・令和5年4月1日改正
- ・令和5年9月1日改正
- ・令和5年12月1日改正
- ・令和6年4月1日改正
- ・令和7年4月1日改正
- ・令和7年9月1日改正
- ・令和8年4月1日改正
- ・令和8年6月1日改正